

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県救急安心センター事業（#7119）委託業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県救急安心センター事業（#7119）委託業務 一式

(3) 委託業務内容等

仕様書、契約書（案）、入札関係資料による。

(4) 委託期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(5) 入札方法

ア 入札金額は、本業務の履行に係る費用の総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 過去5年間に救急安心センター事業（＃7119）、子ども医療電話相談事業（＃8000）、又は新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口業務のいずれかの業務受託実績があり、本件入札に参加する資格があると確認された者であること。

3 入札参加資格の事前確認

この入札に参加を希望する者は、確認申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

(1) 確認申請書の提出方法及び提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送等により5の(1)へ提出すること。なお、郵送等を利用する場合は、簡易書留など配達履歴が確認できる方法で送付すること。

イ 提出期限

令和8年3月12日（木）15時00分 必着

なお、持参の場合、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び12時から13時までの間を除く。

(2) 入札参加資格の確認結果に関する通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月13日（金）17時までに、電子メールにて通知する。

4 質疑応答

- (1) 質疑は下記の期限までに、別添質疑書により電子メールにて5の(1)に送付すること。その他の方法による質疑には回答しない。
- (2) 質疑書提出時には、提出した旨を電話で5の(1)に連絡すること。
- (3) 質疑の回答は、下記の期限までに愛媛県ホームページに掲載するものとする。
- (4) 質疑書提出期限
令和8年3月6日(金) 17時15分
- (5) 質疑書回答期日(予定)
令和8年3月10日(火) 17時15分

5 入札書等の提出場所等

- (1) 担当部局
愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課消防係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2316
E-mail syouboubousa@pref. ehime. lg. jp
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付
令和8年3月2日(月) 8時30分から3月12日(木) 17時15分までの間(休日及び12時から13時の間を除く。)、上記(1)に掲げる場所で交付する。
(交付方法)
上記の場所で直接受け取る、郵送により請求する、又はホームページ上からダウンロードすること。ただし、郵送による請求の場合は、上記の期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和8年3月17日(火) 10:30から(開札は、即時開札とする。)
場所 愛媛県庁第一別館3階 災害対策室(所在:愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(5) 契約書作成の要否

要

本件に係る契約は、電子契約の利用が可能です。電子契約を行うことで契約事務の削減、印紙代や送料が不要になるなど大きなメリットがあるため、ぜひ電子契約をご利用ください。

詳しくは県ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/page/99337.html>

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。